

## 第 1 1 章 準備書に対する住民意見、公述意見及び知事意見とその都市計画決定権者の見解

大阪府環境影響評価条例（以下、「条例」という。）施行規則第82条第1項において準用する条例第19条第1項の規定に基づく意見の概要、条例施行規則第87条において準用する条例第20条第2項の規定により知事が都市計画決定権者に送付した公述意見書の概要及び条例施行規則第90条において準用する条例第22条第1項の規定により知事が都市計画決定権者に述べた意見並びにこれらに対する都市計画決定権者の見解を以下に示した。

なお、条例施行規則第83条第1項において準用する条例第19条第2項及び条例施行規則第88条第1項において準用する条例第21条第1項の規定により知事に対して提出した都市計画決定権者の見解については、評価書を取りまとめるに当たり、必要に応じ適切な見直しを行った上で記載した。

また、住民意見の概要、公述意見書の概要及び知事意見とこれらに対する事業者の見解は対比させて記載した。

### 1 1 - 1. 準備書に対する住民意見及び都市計画決定権者の見解

条例施行規則第82条第1項において準用する条例第19条第1項の規定に基づく意見（環境の保全の見地からの意見を有する者の意見）の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表11-1.1に示すとおりである。

表11-1.1(1) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解   |
|--|---|
| I. 事業計画に関する意見  |   |
| 1. 両市の分別回収に関する意見<br>四條畷市・交野市両市の現在のごみ分類方法を再検討してください。そして、両市で統一した新しいごみ分類方法を決めてください。<br>両市はそれに従ってごみ処理をしてください。また、新しい冊子と1枚物の表を両市民に配ってください。 | 1. ごみの分別方法につきましては、今後、分別区分を統一する方向で検討します。<br>また、両市の分別区分が決まりましたら、分別冊子の配布等により周知に努めます。   |
| 2. 煙突の排出濃度について<br>ごみ焼却場排気ガス中の「ダイオキシン類」の削減設計値を0.01～0.05ng-TEQ/m <sup>3</sup> に変更すること。   | 2. 新施設のダイオキシン類の排出濃度は、規制基準値の十分の一である0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> を計画値としました。これは、ごみ質の変動があったとしても、安定して運転できる値を示しており、予測に用いた排出濃度もこの値を用いています。<br>施設の稼働後の一般環境中のダイオキシン類濃度は、現状と同じ0.044pg-TEQ/m <sup>3</sup> と予測され、環境基準値の0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> を大きく下回っています。また、施設からの寄与濃度は最大でも0.000335pg-TEQ/m <sup>3</sup> であり、一般環境濃度に対する寄与割合は0.8%と低い値となっています。<br>新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類の更なる低減に努めてまいります。 |

表11-1.1(2) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要   | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|---|--|
| II. 調査・予測・評価に関する意見  |  |
| 大気質   |  |
| <p>1. 窒素酸化物濃度予測の手法に関する意見</p> <p>第2京阪道路建設にあたり、二酸化窒素濃度の増加について事業者が行った環境影響評価の予測に対し、供用開始後の沿道測定局の二酸化窒素の測定結果を比較したところ、二酸化窒素濃度の増加について事業者が住民に説明してきた予測を超えている。第2京阪道路建設にあたって行った環境影響評価と同じ手法で二酸化窒素（窒素酸化物）の濃度予測をしたとするならば、本件アセスの評価は疑問があり、予測手法が適切であるかどうか説明されたい。この点で、他の事業における二酸化窒素（窒素酸化物）のアセスにおいて、今回、用いられた手法と同じ手法で行われた予測が、供用開始後の測定で妥当であるかどうかを検証した結果を示して、予測の妥当性を明らかにされたい。</p> | <p>1. 本事業においては、従来から環境影響評価で実施されている地上気象観測に加え、ドップラー・ソーダによる上空の風向風速の1年間連続測定、事業計画地に設置した高さ59mのクレーンの先端からトレーサーガスを流し、風下側の希釈状況を測定する拡散実験、地形模型を用いた地形影響を検討する風洞実験等を実施し、これらの実験結果は、実績がある予測手法に反映しております。</p> <p>枚方市東部清掃工場建設事業や岸和田都市計画・貝塚都市計画ごみ処理施設建設事業で事後調査が行われていますが、一般廃棄物焼却施設のように、脱硝処理された排ガスが高煙突から排出されるケースでは、寄与濃度が環境濃度に占める割合は非常に小さく、本事業の場合でも、最大着地濃度地点においても窒素酸化物(<math>\text{NO}_x</math>)の年平均寄与濃度は0.0001ppmと予測しており、環境濃度に対する寄与割合は0.8%であり、発生源の近傍で測定する道路の場合とは異なり、環境濃度の事後調査結果から事業による二酸化窒素の寄与濃度を推計することは困難です。</p> <p>なお、大気汚染の事後調査としては、環境濃度の調査の他、煙道における濃度も測定することとしております。</p>  |
| <p>2. PM2.5に関する質問</p> <p>環境影響評価準備書では浮遊粒子状物質の環境調査の結果は書かれているが、PM2.5に関して記載されているか不明確です。</p> <p>(1) 【沿道環境】の浮遊粒子状物質の測定値にPM2.5は含まれているのか。</p> <p>(2) そもそも焼却炉からPM2.5は発生しているのか。データがないなら現状の焼却炉で測定し事実を明確にして欲しい。</p> <p>(3) もし発生しているとしたらそれは計画されているフィルターで除去可能か。実験データに基づいた回答を願う。</p>   | <p>2.</p> <p>(1) 浮遊粒子状物質は、粒径<math>10\mu\text{m}</math>以下の粒子であり、PM2.5は空気動力学径が<math>2.5\mu\text{m}</math>以下の粒子のことで一部<math>2.5\mu\text{m}</math>を超える粒子も含まれます。従って、浮遊粒子状物質には、基本的にPM2.5も含んでいます。</p> <p>なお、PM2.5については、事業計画地周辺の一般環境や沿道環境において測定しており、その結果は本評価書p.148～p.149に記載しております。</p> <p>(2) 現施設においてばいじん濃度を測定しており、これにより施設から排出される粒子状物質の濃度を把握することができます。このデータは公表しております。</p> <p>我が国の工場では、ばいじん対策が取られてきており、清掃工場からの排出量はわずかなものとなっています。また、自動車排ガス対策等により、PM2.5濃度は、我が国では減少傾向にあります。</p> <p>現在問題となっているのは、排出された窒素酸化物や硫黄酸化物等が遠くへ移流する過程で化学変化により生成される2次生成粒子ですが、これは広い領域の問題となります。</p> <p>計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p> <p>(3) 京都大学の研究（「都市ごみ焼却施設から排出されるPM2.5等微小粒子の挙動」、2010年）では、実測に基づきバグフィルタでPM2.5の99.93%以上が除去されています。</p> |

表11-1.1(3) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解   |
|--|---|
| Ⅱ. 調査・予測・評価に関する意見  |   |
| 大気質（続き）  |   |
| <p>3. PM2.5を予測項目に加え、それらの大気中での増加の予測と評価を行われたい。</p>   | <p>3. 本事業における調査・予測等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、排出された窒素酸化物や硫黄酸化物等が遠くへ移流する過程で化学変化により生成される2次生成粒子については、計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p>              |
| <p>4. オキシダントを予測項目に加え、それらの大気中での増加の予測と評価を行われたい。</p>  | <p>4. 本事業における調査・予測等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、オキシダントについては、NO<sub>x</sub>やVOCが移流していく過程で化学反応により生成されるため広い領域の問題ですが、計画している施設は、現施設から規模が縮小されますので、広い領域における大気汚染物質の排出量という意味では施設からの排出量は低減される方向となります。</p> |
| <p>5. 操業開始後の汚染問題<br/>TVOCに関する調査及び環境への配慮がなく、「杉並病」及び寝屋川市廃プラ処理施設周辺で起こっている健康被害を認識していない。健康被害は未知の汚染物質からも惹起されるが、その評価、対策がない。</p> | <p>5. 本事業における予測・評価等の項目については、大阪府環境影響評価条例に基づいて、方法書の手続きの中で決定されたものです。</p> <p>なお、計画している施設では、プラスチック類の中間処理を行う計画とはなっておりません。</p>   |

表11-1.1(4) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要   | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解   |
|---|---|
| II. 調査・予測・評価に関する意見  |   |
| 水質、地下水、土壌   |   |
| <p>6. 土壌汚染の健康被害について</p> <p>(1) 土壌調査及び地下水調査の結果、基準超過した項目、地点が見られ、このように土壌汚染にまみれた土地に、ごみ処理施設が建設される不安は消し去ることはできず、大阪府、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合は、このことを十分に認識し、環境保全に万全を期していただきたい</p> <p>(2) 土壌汚染の項で、「直接摂取によるリスクの観点からの環境保全対策としては、現状の土については、10cm以上のコンクリート、3cm以上のアスファルトもしくは50cm以上の非汚染土で覆土し、露出させないことから、土壌汚染による影響はほとんどないと予測される。」と記されているが、大阪府環境影響評価審査会に答えたとされる「法規制値よりさらに厳しい施設の環境保全対策を講じる」との内容との整合はどのように図るつもりか。少なくとも非汚染土による覆土を1メートル以上にするなど、法規制値（環境省令基準）よりさらに厳しい環境保全対策に努め、将来不安の除去に努めていただきたい。</p> <p>(3) 調査で明らかになった土壌汚染は、建設予定地内においてさらに広範囲に広がっている可能性があり、掘削工事によって発生する発生土の中に有害物質で汚染された土壌が含まれる危険性が予見できる。このことは、コンクリートやアスファルト等についても同じことがいえる。発生土及びコンクリートやアスファルト等の再利用について、その全量において有害物質による汚染の有無をチェックするとともに、汚染土壌や汚染されたコンクリート等の廃棄物については、有害物質等の完全除去を含めた具体的な環境保全対策が準備書に明記され、措置が講じられるべきであると考え、この点、強く要望する。</p> | <p>6.</p> <p>(1) 過去に周辺地域の住民に心労をかけてきた経過を踏まえ、事業の推進に当たっては、十分な説明と住民のご意見をお聞きして、安全・安心な施設づくりを目指します。また、工事実施や施設の供用に際しては、本評価書第8章にお示しした環境保全対策を講じてまいります。</p> <p>(2) 環境省令で定める基準は、直接摂取によるリスク防止措置として設定されたものと認識しております。<br/>工事に当たりましては、汚染土壌の上に砂利を敷き、その上に50cm以上の汚染されていない土壌を覆土する、あるいは、3cm以上のアスファルトまたは10cm以上のコンクリートにより舗装を行うこととなりますが、基準の遵守はもちろんのこと、基準を上回る安全側に立った施工を実施してまいります。</p> <p>(3) コンクリートやアスファルトは固形物であり、中まで汚染されていることはないと考えておりますが、発生土やコンクリート・アスファルト殻につきましても、事業計画地内で有効に再利用した後は、その上を汚染されていない土壌による覆土、あるいはコンクリート、アスファルトによる舗装を行い、汚染の拡散や直接摂取によるリスクを防止してまいります。</p> |
| <p>7. 地下水及び土壌汚染について</p> <p>施設内で使用された水は施設外へは排出しないと聞いているが、場内に降った雨は、地表や地下に浸透し、水路等を通して天野川に流れてしまう。天野川の下流では、河川水を汲み上げて農業用水に利用しており、場内に降った雨に溶け込んだ有害物質を含んだ雨水が天野川に流れ込み、その影響で農作物に被害を及ぼすことの無いよう、また、その農作物を食べた人に健康被害が出ることの無いよう、計画地内の土壌の入れ替えが必要と考える。</p>  | <p>7. 現状の天野川の水質調査は、交野市、四條畷市、生駒市の3市で継続的に実施していますが、健康項目及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っています。</p> <p>事業計画地内は、コンクリート・アスファルト等の人工構造物、それ以外の部分は50cm以上の汚染されていない土壌で覆い植栽を行う計画です。このため雨水の地下への浸透は現状と比べて少なくなると考えられます。</p> <p>一部の浸透した雨水は、地下暗渠を通じて修景池に集水し、また、建築物への雨水の一部は貯留して利用しますが、それ以外の雨水は排水施設を通じて大部分を修景池に集水し、敷地内排水最終柵を通じて天野川に放流する計画となっています。</p> <p>施設の供用時には、本評価書第9章（p.866）にお示ししたとおり、事後調査として敷地内排水最終柵において有害物質の濃度を測定する予定であり、基準値等を超える場合には、濁水処理装置及び水質処理装置を通して、天野川に放流します。</p>   |

表11-1.1(5) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|--|--|
| Ⅱ. 調査・予測・評価に関する意見  |  |
| 水質、地下水、土壌（続き）  |  |
| <p>8. 建設工事に伴う問題</p> <p>(1) 現地の地盤は砂利採取後の廃棄物等の埋戻地であり、コンクリートパイルの打込等の地盤改良工事を必要とすると思われるが、そのことの記述、評価、対策がない。</p> <p>(2) 土壌汚染対策法上「形質変更時要届出区域」であるが、実態は「要措置区域」ではないか。</p>   | <p>8.</p> <p>(1) 事業計画地は、土砂採取後に埋め戻された土地であることから、ある程度地盤改良を行う必要があると認識しています。このため、本評価書「7-14 廃棄物・発生土」(p. 815)において、リサイクル施設の杭工事により発生する建設汚泥を予測しています。また、騒音・振動の予測において杭打機も対象としています。</p> <p>掘削時には工事排水を導水しノッチタンク内で処理を行った後に第1沈砂池、第2沈砂池を経て調整池に導水することとしており、杭打ち時には工事排水は殆どないと考えますが、工事排水が生じる場合には掘削時と同様な対策を実施してまいります。</p> <p>(2) 土壌調査により、一部の区域から基準値を超える汚染物質が検出されました。そのため、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者から区域指定の申請を行ったところ、周辺の地形等の条件から、地下水汚染が周辺井戸などへ拡散することはなく、周辺住民の方々への被害を生ずるおそれは無いことから、大阪府知事により、当該区域が「形質変更時要届出区域」に指定されています。</p>   |
| <p>9. 操業開始後の汚染問題</p> <p>(1) 地下水への土壌汚染物質溶出の可能性を認めながら、影響なしと強弁している。念のためとはいえ井戸水の使用を止め、上水を供給する計画がそのことを物語っている。また、舗装面に降った雨水は、低度処理の後、天野川に放出する計画で、汚染物質の舗装面への付着、流出及び、舗装面劣化による浸透、溶出を考慮していない。</p> <p>(2) 建設工事に伴う問題により、準備書に記述されていない人体に重大な影響のある環境汚染が懸念される。また、現地周辺は大阪府下に残る数少ない野生生物の生息地であり、これらの種への影響及び市大植物園への影響が懸念される。</p> | <p>9.</p> <p>(1) 現状の天野川の水質調査は、交野市、四條畷市、生駒市の3市で継続的に実施していますが、健康項目及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っています。</p> <p>事業計画地内は、コンクリート・アスファルト等の人工構造物、それ以外の部分は50cm以上の汚染されていない土壌で覆い植栽を行う計画です。このため雨水の地下への浸透は現状と比べて少なくなると考えられます。</p> <p>一部の浸透した雨水は、地下暗渠を通じて修景池に集水し、また、建築物への雨水の一部は貯留して利用しますが、それ以外の雨水は排水施設を通じて大部分を修景池に集水し、敷地内排水最終柵を通じて天野川に放流する計画となっています。</p> <p>施設の供用時には、本評価書第9章(p. 866)にお示ししたとおり、事後調査として敷地内排水最終柵において有害物質の濃度を測定する予定であり、基準値等を超える場合には、濁水処理装置及び水質処理装置を通して、天野川に放流します。</p> <p>上記のような対策を講じますので、汚染物質の舗装面への付着はないものと考えております。</p> <p>また、舗装面劣化による浸透・溶出のご懸念につきましては、舗装面の適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>(2) 工事の実施に当たっては、本評価書第8章(p. 858～p. 862)にお示しした大気質、水質や陸域生態系に対する環境保全対策を講じてまいります。また、本評価書第9章(p. 867)にお示しした事後調査を行う予定です。</p> |

表11-1.1(6) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|--|--|
| <p>Ⅲ. 事後調査に関する意見</p>   |  |
| <p>1. 大気モニタリング・システムの設置</p> <p>妙見東地区内に大気環境測定が常時確認できるモニタリング・システムを設置すること。環境影響評価準備書による864、866ページでの事後調査で「供用後1年間」で終了としていますが、処理設備の運転状況の変化などによる異常値が発生しない保証はない。このため、新ごみ焼却場から排出されるダイオキシン類をはじめ他の汚染物質を常時測定監視するモニタリング・システムを妙見東地区に設置し、地域住民が安心と安全が常時確認できることを求めます。</p> | <p>1. 一般環境における事後調査は、供用開始後1年間としていますが、これは供用開始予定の平成29年度が処理量の最大年で予測対象の年度としているためです。</p> <p>本評価書「7-1. 大気質」(p. 356～p. 361)にお示ししたとおり、施設からの大気汚染物質の寄与濃度は一般環境の現況濃度と比較して遥かに小さい値であり、一般環境中の大気汚染物質濃度の事後調査結果によって施設稼働による変化を評価することは困難と考えております。</p> <p>ご懸念の運転状況の変化などによる異常値発生につきましては、熱回収施設の煙突において、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素については事後調査の他、運転管理を目的として、これらの項目を常時監視測定する予定であり、仮に高い値が測定された場合には、燃焼管理等にフィードバックすることとしています。</p> <p>また、ダイオキシン類については、常時監視ができないことから、一酸化炭素濃度、酸素濃度や焼却炉内温度を常時監視し、一酸化炭素の濃度管理や燃焼温度管理を行うなどの適切な排出削減監視に努めてまいります。</p> <p>なお、常時監視測定結果の公表の内容、手法等につきましては、検討を行ってまいります。事業計画地内において、測定結果の表示盤の設置を予定しております。</p> |
| <p>Ⅳ. 環境保全対策に関する意見</p>   |  |
| <p>1. 道路の拡幅と歩道の設置</p> <p>国道168号では、歩道が無く道幅が狭小な部分が多くある。ごみ収集車の走行台数が増加すると、すれ違いのために走行速度をゆるめたり、ハイキング客を避けるために反対車線にはみ出したりして非常に危険でもあり車の流れが停滞することで車の排ガスの排出量が増加すると予想されるため、道路の拡幅と歩道の設置を要望する。</p>   | <p>1. 国道168号の歩道に関しては、道路交通及び歩行者の安全確保の面からも、早急な整備について、大阪府当初予算に対する市町村要望を行い、「都市整備中期計画（案）の重点方針に基づき、今後、事業の必要性や優先度について検討を行っていく」との回答を得ているところですが、今後も引き続き、あらゆる機会を捉え、道路幅員の狭い箇所については、道路の拡幅と併せて要望してまいります。</p> <p>また、ごみ収集車の走行については、適正走行、アイドリングストップ等の運行管理を徹底するとともに、低公害車等の環境負荷の少ない自動車の導入について検討を行い、環境影響の軽減に努めてまいります。</p>   |

表11-1.1(7) 準備書についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| 準備書についての意見の概要  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解   |
|--|---|
| V. その他   |   |
| <p>1. ごみ処理施設整備事業に関する意見</p> <p>生駒市と近接した地域への建設計画であり、生駒市側は大規模な住宅地や小・中学校も多く存在し、特に冬場は北東よりの風に乗って粉じん等、有害であると考えられる物質が生駒市側住宅密集地に流入することは明らかで、生駒市北西部住民にとっては受け入れ難い立地であるため、即時撤回、候補地の再検討を求めます。</p> | <p>1. 候補地の選定については、本評価書「2-4-2. 候補地の立地評価に至る経緯」(p. 8～p. 17)にお示ししたとおり、客観的なデータに基づいて評価を行いました結果、事業計画地は、6候補地の中で、最適であると判断しました。</p> <p>煙突排ガスによる影響については、現地で実施した大気質、気象データを用いて予測した結果、大気汚染に関して定められた目標の達成に支障を及ぼさないと評価しています。</p> <p>事業の実施に当たり、生駒市及び周辺地域の住民の皆様にご説明を行ってまいりましたが、今後ともご理解を得られるよう努めてまいるとともに、施設の稼働につきましては、適切な運転維持管理により大気汚染物質の排出抑制に努め、安心・安全な施設としてまいります。</p> |
| <p>2. 建設費の削減</p> <p>計画中の設備建設費総予算額(用地費含む)13,266,000千円をあらゆる角度から設計などの見直しを行い、削減することを求めます。</p>  | <p>2. 「周辺環境の保全と調和」、「安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設」等の施設整備コンセプトに沿った適切な施設となるような設計に努めてまいります。</p> <p>また、工事の請負業者の選定に当たっても、環境保全対策等の技術面を評価すると同時に価格面についても評価してまいります。</p>   |
| <p>3. 「準備書」の評価</p> <p>全体として、「此処に建設ありき」を前提とした準備書で、建設には周辺住民の納得同意が不可欠であるが、周辺住民として納得できない。</p>  | <p>3. 事業実施に当たり、周辺地域の住民の皆様にご説明を行ってまいりましたが、今後とも、ご説明、話し合いを実施し、事業にご理解をいただけるよう努めてまいります。</p>  |

## 11-2. 準備書に対する公述意見及び都市計画決定権者の見解

条例施行規則第87条において準用する条例第20条第2項の規定により知事が都市計画決定権者に送付した公述意見書の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表11-2.1に示すとおりである。

表11-2.1(1) 準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| No. | 公述意見の概要   | 都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>1. 新ごみ焼却場の建設計画における排出ガス中のダイオキシン類の設計値の削減を求める。</p> <p>ダイオキシン類の設計値は、規制基準値の10分の1である0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>で現在計画されているが、さらに少ない0.01～0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>に変更すること。</p> <p>最近計画されている同規模の焼却場の排ガス濃度は、0.01～0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>となっており、他の自治体の動向も踏まえ、ダイオキシン類濃度を低減することを求めます。</p> <p>2. 妙見東地区にごみ焼却場からの排ガスによる汚染状況を常時確認・監視できる大気測定モニタリングシステムを設置することを求める。</p> <p>3. 現在計画中の設備建設費、用地費を含む総予算金額132億6600万円をあらゆる角度から見直しを行い大幅に削減することを求める。</p> | <p>1. 新施設のダイオキシン類の排出濃度は、規制基準値の10分の1である0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>を計画値としました。これは、ごみ質の変動があったとしても、安定して運転できる値を示しており、予測に用いた排出濃度もこの値を用いています。</p> <p>施設の稼働後の一般環境中のダイオキシン類濃度は、現状と同じ0.044pg-TEQ/m<sup>3</sup>と予測され、環境基準値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>を大きく下回っています。また、施設からの寄与濃度は最大でも0.000335pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、一般環境濃度に対する寄与割合は0.8%と低い値となっています。</p> <p>新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類の更なる低減に努めてまいります。</p> <p>2. 本評価書「7-1.大気質」（p.356～p.361）にお示したとおり、施設からの大気汚染物質の寄与濃度は一般環境の現況濃度と比較して遥かに小さい値であり、一般環境中の大気汚染物質濃度の事後調査結果によって施設稼働による変化を評価することは困難と考えております。</p> <p>ご懸念の運転状況の変化などによる異常値発生につきましては、熱回収施設の煙突において、硫酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素については事後調査の他、運転管理を目的として、これらの項目を常時監視測定する予定であり、仮に高い値が測定された場合には、燃焼管理等にフィードバックすることとしています。</p> <p>また、ダイオキシン類につきましては、常時監視ができないことから、一酸化炭素濃度、酸素濃度や焼却炉内温度を常時監視し、一酸化炭素の濃度管理や燃焼温度管理を行うなどの適切な排出削減監視に努めてまいります。</p> <p>なお、常時監視測定結果の公表の内容、手法等につきましては、検討を行ってまいります。事業計画地内において、測定結果の表示盤の設置を予定しております。</p> <p>3. 「周辺環境の保全と調和」、「安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設」等の施設整備コンセプトに沿った適切な施設となるような設計に努めてまいります。</p> <p>また、工事の請負業者の選定に当たっても、環境保全対策等の技術面を評価すると同時に価格面につきましても評価してまいります。</p> |

表11-2.1(2) 準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| No. | 公述意見の概要  | 都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解  |
|-----|--|--|
| 2   | <p>1. 四條畷市並びに交野市は、昭和52年から今日に至る新炉の建設に向けた位置決定や最適地候補の選定等の手続きについて、住民参加手法を無視し、新炉建設を強引に進めてきたことについての反省を抜きに施設整備事業はあり得ない。</p> <p>2. 事業計画地は、土砂採取跡地に廃棄物まじりの建設残土で埋め戻された土地である。調査結果においてもダイオキシン類等が検出されている。私たち直地元住民が最も懸念をもっているのは、候補地の土壌汚染である。</p> <p>準備書に記載された土壌汚染の環境保全対策で十分なのか、との疑問と将来への不安が大きく残る。まして、発生土そのものが汚染土壌の場合、汚染物質の除去が完全に行われた上で、再利用されるのか、この不安もぬぐえない。</p> <p>四條畷市並びに交野市は、いわば不適格な土地の上に迷惑施設を建設する責任の重大性をしっかりと認識した上で、近隣住民の不安に配慮し、我々の子や孫の時代まで、安心・安全な施設整備に取り組むよう、大阪府の積極的かつ適切な指導と、将来にわたり、より良好な環境保全と維持に向けた監視・監督を強く要望する。</p> | <p>1. 過去に周辺地域の住民に心労をかけてきた経過を踏まえ、事業の推進に当たっては、十分な説明と住民のご意見をお聞きして、安全・安心な施設づくりを目指します。また、工事実施や施設の供用に際しては、本評価書第8章にお示した環境保全対策を講じてまいります。</p> <p>2. 事業計画地の土壌汚染につきましては、現状では地下水汚染が周辺井戸などへ拡散しないため、直ちに周辺住民への被害を生ずるおそれは無いとの判断から、大阪府知事により、当該区域が土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されています。このため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例において、形質の変更を行おうとする者が、事前に大阪府知事に形質の変更の種類、場所、施行方法、着手予定日等を届けることとなっており、工事に当たっては、施行方法について、関係機関と十分協議した上で実施してまいります。</p> <p>工事による発生土やコンクリート・アスファルト殻は、事業計画地内で有効に再利用いたしますが、利用できない廃棄物は適正に委託処理いたします。</p> <p>また、汚染土壌の飛散や雨水による流出を防止する観点から、環境保全対策として、汚染土壌の上に砂利を敷き、その上に50cm以上の汚染されていない土壌を覆土する、あるいは、3cm以上のアスファルトまたは10cm以上のコンクリートにより舗装を行うこととしていますが、基準の遵守はもちろんのこと、基準を上回る安全側に立った施工を実施してまいります。</p> <p>これらの対策や本評価書第8章に記載した環境保全対策及び事後監視を確実に実施することで、周辺環境の保全に万全を期してまいります。</p> |

表11-2.1(3) 準備書についての公述意見の概要及び都市計画決定権者の見解

| No. | 公述意見の概要   | 都市計画決定権者（四條畷市、交野市）の見解   |
|-----|---|---|
| 3   | <p>1. 近隣の四條畷市下田原地区は田園風景が広がる地域で農業を営んでいる家庭が多くあります。そして、地形的には盆地構造をしているために焼却場よりの大気汚染物質が盆地内に滞留し土壌に蓄積されるのではないかという不安が農家の人々につきまとっています。</p> <p>環境影響評価準備書内第5章「環境影響要因及び環境影響評価の項目」内で環境影響評価項目に土壌汚染が選定されていないし、選定されていない理由も書かれていません。</p> <p>大気汚染はその測定している間だけの限られた時間の測定値の監視であるが、土壌汚染は毎日毎日蓄積されていく累積値であるため想定外の数値が知らない間に蓄積されているのではないかという不安があります。</p> <p>問題ないと想定されているのだとは思いますが、食の安全が叫ばれる中、妥当性の確認の意味でも長期的に盆地内の土壌汚染の監視を続けていって頂けるよう大阪府の方からも要請をお願いいたします。</p> <p>2. 下田原地区では、国道163号線のバイパス工事が行われている。これが出来ると下田原の農地を盛土構造の高架道路が横断する。それにより、気流が変わり、吹きだまりにもかかわってくると考えられる。</p> <p>国道が下田原の農地を横断した場合、それを加味した場合の土壌汚染測定を行って頂きたいと要望いたします。</p> <p>3. 下田原の農地に水を供給しているため池に寒谷池と堂尾池がある。土壌汚染測定と同じ理由で、ため池の水質検査を定期的に行っていただきたい。</p> <p>ため池には、雨で洗い流された周囲の山の水が流れ込むために、汚染物質が溜まりやすいかと思えます。この水で農を営んでいる以上、このため池の水質検査は必須であると考えます。</p> <p>大阪府の方でも、要請の賛同をいただきますようお願いいたします。</p> | <p>1. 大気汚染物質による土壌汚染への影響については、本事業による影響は十分小さいと判断されるため、大阪府環境影響評価条例に基づく方法書の手続きの中で、評価項目として選定しておりません。本事業の施設計画では、環境保全対策としまして、バグフィルタ等の排ガス処理装置の導入などにより大気汚染物質の排ガス濃度は法規制値を十分下回るものとしております。</p> <p>施設稼働後の一般環境中のダイオキシン類等の大気汚染物質の濃度は、環境基準値等を大きく下回っており、各項目の環境濃度に対する施設の寄与濃度の割合は、最大で0.1%～8.9%であることから、煙突から排出されたダイオキシン類等が大気を経由して、新たに土壌に与える影響も小さいものと予測され、周辺の農業に影響を及ぼすものではないと考えております。</p> <p>新施設の運用にあたっては、燃焼管理及び排ガス処理装置の維持管理を適切に行い、ダイオキシン類等の更なる低減に努めてまいります。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p> <p>2. 国道163号バイパスは、事業計画地の約1km南側に東西に高架道路を新たに建設するものです。</p> <p>煙突高さは59mとしており、煙突から上空に排出された排ガスは一般風に乗りながら、風下側へ拡散していきますので、約1km先の盛土構造の道路が建設されることで生じる局地的な吹きだまり現象によって、土壌のダイオキシン類等濃度が上昇することはないと考えております。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p> <p>3. 四條畷市清滝にある現施設の北側を通る讚良川は、現施設の東側の逢阪地区から現施設の北をとおり西へ流れています。平成18～22年度に四條畷市が実施したダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準値を下回っており、現施設の排ガスが河川水質に影響を及ぼす様な状況ではありません。</p> <p>新施設近傍では、生駒市が天野川（市境・羽衣橋下）、交野市が天野川（枚方市境）で測定しており、平成18～22年度の値は、いずれの年度も環境基準値（1pg-TEQ/L）を下回っております。</p> <p>今後も天野川の水質を継続的に把握していくことにより、農業用水の状況は確認できるものと考えております。</p> <p>なお、新施設稼働によるご懸念につきましては、不安の払拭を図るべく、引き続き、努めてまいります。</p> |

### 1 1 - 3. 準備書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

条例施行規則第90条第1項の規定において準用する条例第22条第1項の規定によって述べられた意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は表11-3.1のとおりである。

表11-3.1(1) 準備書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

| 知事意見   | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|--|--|
| <p>本事業の実施にあたっては、事業計画地内で土壌及び地下水の汚染が確認されていること、また、事業計画地及びその周辺は金剛生駒紀泉国定公園区域であることなどから、環境保全に一層の配慮が求められているところである。</p> <p>貴職におかれては、このような状況を踏まえ、環境影響評価準備書に記載の環境保全対策を確実に実施するとともに、別紙の事項を実施することにより、環境への影響を可能な限り低減するよう、事業予定者等を指導されたい。</p> | <p>本事業の実施にあたっては、事業計画地内における事前の調査において、一部区域において土壌溶出量及び含有量基準並びに地下水基準の超過が確認され、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定された区域があることから天野川の水質や地下水質への影響の軽減について積極的に対策を図ることとします。</p> <p>また、事業計画地及びその周辺地域が金剛生駒紀泉国定公園区域内に位置することから、環境負荷の低減その他環境保全に資する措置を講じ、豊かな環境の保全に努めることとします。</p> <p>さらに、準備書に記載した環境保全対策に加え、大阪府知事意見等を踏まえて追加した環境保全対策を確実に実施することにより、周辺環境への影響を極力少なくするよう、事業予定者等を指導します。</p> <p>(p. 833～862「第8章 環境保全措置」に記載)</p> |
| <p>1. 全般的事項</p>  |  |
| <p>(1)資源循環型社会の構築を推進する観点からも、リデュース、リユース、リサイクル（リサイクルの質の確保と向上を含む。）の推進等に係る総合的な取組みを積極的に講じ、ごみの排出量及び最終処分量をより一層削減するよう努めること。</p>   | <p>交野市では4R（リフューズ(断る)、リデュース(減らす)、リユース(再使用する)、リサイクル(再生利用する))、四條畷市では3R（リデュース(減らす)、リユース(再使用する)、リサイクル(再生利用する))の実践を通じて先進的な環境負荷の少ない循環型都市を目指しています。</p> <p>交野市、四條畷市は、減量化目標数値を定め、今後とも4R／3Rの推進によりごみの減量化に努めます。</p> <p>また、新施設においては、リサイクル施設の適切な運用を図るとともに、熱回収施設での熱しゃく減量を現状の10%以下から5%以下へ半減させるなど焼却性能を向上させることにより、最終処分量の削減に努めます。</p>  |

表11-3.1(2) 準備書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

| 知事意見  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|---|--|
| 2. 大気質・悪臭・地球環境  |  |
| <p>(1)施設の稼働にあたっては、燃焼管理を適切に行うとともに、焼却炉及び排ガス処理装置の維持管理を徹底することにより、大気汚染物質の排出量の一層の低減を図ること。</p>                   | <p>施設の稼働にあたっては、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素を常時監視するほか、一酸化炭素濃度、酸素濃度及び焼却炉内温度を常時監視し、適切な燃焼管理並びに焼却炉及び排ガス処理装置の維持管理の徹底を行うことにより、大気汚染物質の排出量の一層の低減に努めます。</p>   |
| <p>(2)今後の両市域における事業活動や将来人口等ごみの排出量に関わる将来推計は変動することが考えられることから、大気質、悪臭及び地球環境の事後調査は、供用開始後5年までの間で適切な期間実施すること。</p> | <p>大気質については、熱回収施設の煙突排ガス及びごみ収集車等の交通量の調査を5年間実施します。また、事業計画地周辺の大気質調査は、本事業による寄与濃度が小さく、ごみ排出量の変動に左右されないと考えられることから、供用開始後1年間実施し、2年目以降については、事後調査結果及びごみ焼却量の推移等を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直します。</p> <p>悪臭については、供用開始後1年目及び5年目に、夏季1回実施します。なお、1年目の事後調査結果及び周囲の状況を踏まえ、調査時期及び頻度を適宜見直します。</p> <p>地球環境については、温室効果ガスの排出量と売電量を供用開始後5年間調査します。<br/>(p. 866～867、「9-3 事後調査」に記載)</p> |

表 11-3.1(3) 準備書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

| 3. 水質・底質、地下水及び土壌汚染  |  |
|---|--|
| <p>(1) 供用後の事業計画地内からの排水については、土地の改変が行われた直後で、水質が安定しないことが考えられるため、モニタリングの頻度を高めて排水の水質を把握した上で、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置を適切に稼働させること。</p>   | <p>供用開始後及び第1沈砂池撤去後の1年間には四季調査としておりましたが、供用開始後1年間については、頻度を上げて、排水口(敷地内排水最終柵)については年6回調査いたします。また、調査結果に基づき、排水基準を満足できない恐れがあるときは、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置の稼働など適切な水質保全対策を講じることにより、水質影響の軽減を図ります。<br/>(p.866、「9-3 事後調査」に記載)</p>  |
| <p>(2) 工事中の排水の有害物質(6物質)について、濁度を指標として管理するとしているので、その相関関係を明らかにし、工事着手までに事後調査計画書に管理の手法を記載すること。また、相関関係が認められない有害物質については、公定法による測定の実施、簡易検査(パックテストなど)の活用などにより、監視を適切に行うこと。</p> | <p>事後調査計画書で、濁度と有害物質の関係を求める手法を示し、粗造成工の着工前までに排水の管理目標を設定するための試験を実施した上で、工事中の排水の管理の手法を明らかにします。<br/>試験方法としては、粗造成工の着工前に粗造成の切土に該当する箇所を掘削し、水と混ぜることにより疑似排水を作り、濁度及びSSごとの6物質濃度を測定し、有害物質の水質環境基準を満足できるように、濁度の管理目標を設定いたします。また、工事着手以降は、事後調査結果を踏まえて、適宜、濁度の管理目標を見直します。<br/>なお、試験の結果、濁度との関係が認められない有害物質については、調査頻度を粗造成及び施設の掘削工事時(1~24ヶ月目予定)には月1回、それ以外は年6回とし、準備書に記載した内容よりきめ細かい監視体制にする等、適切な監視に努めてまいります。<br/>(p.867、「9-3事後調査」に記載)<br/>また、排水管理の補助として、簡易検査(パックテスト)の活用についても検討してまいります。</p> |
| <p>(3) 工事中の排水については、事前の土壌調査は表層と岩盤直上のみで実施しており、事業計画地全体の汚染状況を把握していないことから、汚染が認められた区画以外を掘削する場合においても、汚染が認められた区画と同様、地下水が発生した時点で不溶化剤による排水処理を行うなどにより、有害物質濃度の低減を図ること。</p>      | <p>施設建設の掘削などにより地下水(濁水)が発生した場合は、事前の土壌調査(平成22年10月)で汚染が認められた区画以外においても、ノッチタンクに濁水を汲み上げ、不溶化剤の投入を行うなど、有害物質の濃度の低減を図ります。なお、ノッチタンクからの上澄み水は第1沈砂池に導くことにより、適切に処理します。</p>  |
| <p>(4) 供用後の排水及び事業計画地内の観測井と周辺井戸での地下水の事後調査は、土地改変により水質の変動が考えられることから、供用開始後5年程度実施すること。</p>   | <p>供用開始後5年間、排水口の水質及び事業計画地内と周辺井戸の地下水の調査を実施します。<br/>水質については、供用開始後1年目は頻度を上げて、排水口(敷地内排水最終柵)において年6回、2年目以降は年2回行います。地下水については、供用開始後1年目は年4回、2年目以降は年2回行います。<br/>なお、水質、地下水ともに、2年目以降の頻度については、事後調査結果等を踏まえ適宜見直しを行います。<br/>(p.867、「9-3 事後調査」に記載)</p>  |
| 4. 騒音・振動・低周波音   |  |
| <p>(1) 事業計画地周辺の住宅地及び道路沿道において騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施にあたっては準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響を最小限にとどめること。</p>   | <p>事業の実施にあたっては、本評価書「8-2. 各環境要素における環境保全対策」(p.855及びp.860)に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響を最小限にとどめるよう努めます。</p>   |

表11-3.1(4) 準備書に対する知事意見及び都市計画決定権者の見解

| 知事意見  | 都市計画決定権者（交野市、四條畷市）の見解  |
|---|--|
| 5. 陸域生態系  |  |
| (1) 緑化に際しては、可能な限り緑化面積を確保し、事業計画地周辺の生態系に配慮すること。   | 緑化に際しては、可能な限り緑化面積を確保するとともに、郷土種を中心として、高木及び中低木を選定すること等、事業計画地周辺の生態系に配慮いたします。  |
| (2) 人工的に整備した湿地及び修景池は管理を怠ると外来種が繁殖し、却って周辺の生態系に影響を与える懸念があることから、整備後についても適切な維持管理を行うこと。               | 人工的に整備した湿地及び修景池の管理については、外来種が繁殖した場合には可能な限り排除する等、周辺の生態系への影響を最小限にとどめるよう努めます。  |
| 6. 景観   |  |
| (1) 煙突が出現することなどにより、特に近景域においては景観に変化が生じることから、施設の意匠、色彩及び事業計画地内の緑化の具体化に際しては、周辺の景観との調和に配慮した上で決定すること。 | <p>施設の設計段階においては、煙突の色彩や意匠も含めて周辺景観との調和が図られる様配慮してまいります。</p> <p>交野市では、敷地、建築物、付帯設備等、緑化について大規模建築物誘導基準を定めており、建築物の配置、規模、意匠、材質、色彩について、周辺地域の状況や特性に配慮し、周辺景観と調和がとれたものとし、緑豊かな景観形成を図るものとしております。</p> <p>予定建築物は、大規模建築物届出の対象となっており、交野市デザイン委員会（識見を有する者・副市長・開発及び建築の担当部長及び課長・その他市長が認める者で構成）での検討も踏まえて施設の意匠、色彩等を決定します。</p> |
| 7. 廃棄物  |  |
| (1) 掘削土に混入している廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の性状に応じて処分方法や処分先等について入念に検討し、適正に処分すること。                             | 掘削土に混入している廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の性状に応じた処分方法や処分先等について入念に検討し、汚染土壌と産業廃棄物の両方の処分許可を持っている業者に委託するなど、適切な処分をいたします。  |
| (2) 掘削土に混入しているコンクリート等を再利用するため、ふるいや破碎を実施する場合は、コンクリート等に付着する汚染土壌が事業計画地の周辺に飛散流出しないよう適切な措置を講じること。    | 掘削土に混入しているコンクリート等を再利用するため、ふるいや破碎を実施する場合は、コンクリート等に付着する汚染土壌が事業計画地の周辺に飛散流出しないよう、ふるいや破碎を行う機械に囲いやシート等で覆う等の適切な措置を講じてまいります。   |